

議案第29号

守口市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例案

守口市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例を、次のように
制定する。

平成25年6月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守口市社会福祉法人設立認可等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審査し、市長に答申する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関すること。
- (2) 社会福祉法人に対する不利益処分に関すること。
- (3) その他社会福祉法人の設立認可等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 会計に関し専門的知識を有する者
- (3) 法律に関し専門的知識を有する者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉法人主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。